

環境建設常任委員会

令和3年6月14日（月）

環境建設常任委員会

定例会名 令和3年第2回定例会
招集日時 令和3年6月14日(月) 午後2時
招集場所 議場

出席委員 7名
委員 長 池 辺 己実夫
副委員 長 山 本 伸 子
委員 利根川 英 雄
" 石 原 幸 雄
" 秋 山 泉
" 伊 藤 裕 一
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
建 設 部 長 長谷川 啓 一
建設部次長兼都市計画課長 藤 木 光 二
建設部次長兼下水道課長 野 島 正 弘

議会事務局出席者
書 記 坂 本 裕 紀
書 記 宮 田 修

令和3年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 環境建設常任委員会

- | | | |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 39号 | 牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例について |
| 請願第 | 2号 | 国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願 |
| 請願第 | 4号 | 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願 |

午後1時58分開会

○池辺委員長 皆さん、改めまして、こんにちは。

定刻より少し早いんですが、ただいまから環境建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、常任委員会委員が新たに改選されて以降、初めての委員会となりますので、改めて、委員の紹介をさせていただきます。

環境建設常任委員会委員長に就任いたしました私、池辺です。山本副委員長と一緒に協力をして、円滑な委員会にできるよう努めていきますので、よろしくお願いします。

次に、山本副委員長よりご挨拶をお願いします。

○山本副委員長 山本でございます。副委員長を務めさせていただきます。委員長共々、活発そして円滑な委員会になりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○池辺委員長 次に、私から環境建設常任委員会委員を紹介いたします。

利根川委員です。石原委員です。秋山委員です。伊藤委員です。甲斐委員です。以上の7名で委員会をしていきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日説明員として出席した者は、副市長、建設部長、建設部次長兼都市計画課長、建設部次長兼下水道課長であります。書記として坂本さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 39号 牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例について

請願第 2号 国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第 4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第39号、牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第39号についての提案者の説明を求めます。建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課藤木です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第39号、牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例につきまして御説明させていただきます。

条例の廃止の理由でございますが、都市計画に関する諮問についての調査審議を牛久市都市計画審議会に統一するため、条例を廃止するものでございます。

このことにつきましては、まず、都市計画法に基づいて制定しております牛久市都市計画審議会条例の所掌業務の中で、都市計画に関する市からの諮問に対する調査審議というものが位置づけされております。

また、近隣の自治体のほうの都市計画マスタープランの状況も確認をいたしました。全ての自治体で、都市計画審議会により調査審議が行われているという状況でもございますので、当市におきましても、都市計画マスタープランを含めて、最初に申し上げましたが、都市計画に関するものにつきましては都市計画審議会での調査審議に統一をするため、都市計画マスタープラン審議会条例を廃止するものでございます。

以上です。

○池辺委員長 これより議案第39号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。副委員長、山本委員。

○山本副委員長 何件かお聞きしたいんですけども、まず、都市計画マスタープランのこの審議会条例は、平成20年に策定されていますよね。都市計画審議会のほうが昭和44年に策定ということで、そうなりますと、前回のマスタープランの策定に関しては、どこで審議がされたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、都市審議会のメンバーが今後マスタープランを審議していくことになるのかもしれませんが、マスタープランのほうの審議会条例を見ますと、その組織ですね、市議会議員、学識経験者、市民、市職員というふうに明確に書いてあるんですが、都市計画審議会のほうの条例を見ますと、そこには委員15人以内で組織するということが書かれているのみです。その組織のメンバーの中身ですね、市民や市の職員などがどういう形態になっていくのかということを確認したいと思います。

まずはお願いいたします。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず1点目の、前回のマスタープランの審議の経過ということなんですけれども、まず、前回のマスタープランの最初の策定するとき、ですから約20年前になりますけれども、このときは都市計画マスタープラン策定委員会という条例を制定しております。条例上は諮問機関として位置づけられている組織なんですけど、このときは、実際はその委員会のほうで計画案を策定して、最終的には都市計画審議会のほうに諮問をしているというように、ちょっと不自然な形で行われております。

最初に申しあげました都市計画マスタープランの策定委員会条例、こちらにつきましては、都市計画マスタープランができた段階で効力を失うという条例になっていたもので、最初のマスタープランができた時点で、その条例はもうなくなっております。

その後、10年後の中間での改定のときに、先ほど言った諮問機関から諮問機関に諮問するみたいな、ちょっと不自然な形を整理するために、当時の判断としては、都市計画マスタープラン審議会、都市計画マスタープランに特化した審議会を策定したということになっております。ですので、中間のときには、市の職員で構成される策定委員会が要綱としてつくられまして、そこでつくられたものを都市計画マスタープランの審議会に諮問をして策定という形になっております。

先日、3月につくられたものも同じような流れで策定を行っております。

2点目のメンバーなのですが、条例上は確かに、明確にメンバーのほうはうたわれてはいないんですけども、実際には、やはり学識経験者、市議会の方、関係の行政の機関、それから市民の代表者等で構成をされているという状況となっております。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 今、マスタープランのほうは、審議が終わった時点でなくなったという話だったんですが、このマスタープランの策定委員会とサポートチームというのは、このまま平成20年でまだ例規集に残っているんですが、これはこのまま続けていくのかということ。

それから、委員会のメンバーなのですが、市民の方は公募によるものなのかどうか。

それから、その中で女性の委員のメンバーはどれぐらいいらっしゃるのかということをお尋ねします。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、1点目の策定委員会の要綱とサポートチームにつきましては、そのまま継続させていただいて、実際、今後の改定とか策定の段階ではやはりそのメンバーで策定する形を取らせていただいて、諮問を牛久市都市計画審議会のほうに諮問するという形にしていきたいと考えております。

それから、市民の代表者ということなのですが、公募ではございません。公募で市民の代表者を選定しているという形ではございません。

女性の委員ですけれども、市民の代表としては1名入っていただいております。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 では市民の方、公募でないという場合はどういうふうに出選というか、されているのかということをお伺いしたいのと、女性のメンバーは市民がお一人ということでしたが、全員で何名になるのか、15人のうち何名でいらっしゃるのかをお尋ねします。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 市民の代表の方は、メンバーといたしましては、区長会の会長さん、それから商工会の会長さん、男女共同参画ネットワークの方から代表者1名、それから農業委員会の会長さんに入っております。

全体的な女性の数なんですけれども、前回、先日策定したときの段階では、女性の方は2名になります。（「15人中」の声あり）

13人です。すみません、一応15名以内ということになっていまして、実際は13名の方でお願いしています。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 いろんな審議会、ほかのところもそうなんですけど、公募というのが減ってきているのかなという印象を受けています。今後、こういうまちづくりというハードの色合いが強

いと思いますけれども、女性の視点も入れるということも含めてその公募の在り方、あとは女性を3割入れていくということに関してのお考えをお尋ねいたします。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 再度の質問にお答えいたします。

今後のメンバー構成ですけれども、もちろん公募という方法も検討していきたいと思っておりますし、やはり女性の意見であるとか、今ちょっと都計審のほうであまり関わっていない福祉関係の方とか、ちょっと多方面の方から入っていただけるといいのかなというふうに考えております。もちろん女性の参画3割ということも目指して、今後のメンバーの選定のほうにはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○池辺委員長 ほかにございませんか。

以上で議案第39号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、請願第2号、国に対し「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願を議題いたします。

本件について、本日、会議前に委員より請願者からの説明を求める意見がありました。

この件についてお諮りいたします。

請願第2号について、審査の必要性から請願者の説明を聞くことに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、請願者から説明を聞くことに決定しました。

本日、議場内に議長がおりますので、私より議長に参考人の出席を求めます。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

参考人の方は委員会席にお着き願います。

午後2時16分休憩

午後2時18分開議

○池辺委員長 再開いたします。

参考人の清水様にお越しいただきました。

清水様におかれましては、本請願の審査のため、お忙しい中お越しいただき、誠にありがとうございます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、参考人の方には、請願の趣旨を簡潔に説明願います。参考人。

○清水参考人 今日は、こういう趣旨を説明させていただく機会をつくっていただいて大変ありがとうございます。

私、御紹介いただきましたように、刈谷4丁目に在住しております清水 漣と申します。今日は寺村周三、福島 譲と私の3人が請願代表者ということになりまして、国に対して、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるように、そういう意見書を採択していただきたいというお願いで趣旨説明をさせていただきます。

私たち、この二、三年、地球温暖化による異常気象の被害に強い危機感を持って、何とか地球温暖化を止めたいということで、学習の集いなどを開いて勉強をしてみました。

ちょうどその時期に、昨年7月でしたけれども、根本牛久市長が2050年までのCO₂排出ゼロを宣言をされると、そして9月の議会でもゼロカーボンシティの実現ということを表明され、私たちは大変歓迎をして、ぜひこういう方向で市長も、そして議会の皆さんも、私たち市民も一緒に取り組めたらいいなというふうに思いました。

そのときに環境省が認定をしていた全国の自治体でゼロ宣言をした自治体は111だったんです。今1年近くたって、先週の6月11日の段階で、環境省のをちょっと調べてみたら、407の自治体に急増しております。ですから、牛久市の市長がなさったこのゼロ宣言は、今、全国の自治体に非常に大きく広がってきているということになってきています。ですから、そういう意味で、世界の流れもそうなんです、日本においてもこういうゼロ宣言を行い、ゼロの脱炭素社会を目指す動きが、今大きく動いてきているなというふうにも実感しております。

それは、やっぱり地球温暖化による気候変動の危機が相当な深刻な状態にあるということ、多くの皆さんが共通の認識として持ってきたということの表れではないかなというふうに思っています。

例えば、環境省は子供向けに「こども環境白書」というのを出してございまして、例えば、その中でも冒頭に「わたしたちの未来は大丈夫」という問いかけがありまして、やはりこの地球温暖化によって地球の気温が上昇している、そのことによって異常気象が起きて、大変な被害が生まれていると。特に子供たちにとっての未来、2050年には、今の世界の人口70億が98億人にも増えると。そういう中で本当にCO₂を出し続けたら、もう地球は取り返しのつかない大変なことになってしまうということ、子供たちも含めて今考えている状況かと思えます。そういう中で、これまで経験したことのない、例えば50度を超えるような猛暑だとか、ハリケーンだとか台風だとか、こういう豪雨による被害、また逆の干ばつの被害なども世界で起きているんだということをこの「こども白書」では訴えて、子供も今一生懸命そういうことを学んでおります。

また、大人向けの環境白書でも去年の2020年版によりますと、地球温暖化による気候変動

は、もうまさに気候変動危機だということをはっきり明言するような内容になってきています。

ですから、今、私たちの日々の生活で、コロナの問題、パンデミックで大変なわけなんですけど、この気候変動の危機も本当に大変な状況だし、誰一人としてこの状況から逃れられないという状況に置かれているんじゃないだろうか、同じ運命にあるんじゃないだろうか。そういう意味でこれまで、ともすると温暖化といってもちょっと遠い国の問題なのかなとか、ちょっと先の問題なのかなという、そういう考える向きもあったと思うんですが、この二、三年の状況では、その辺ががらりと変わってきたと思うんです。そういう意味で、去年の九州のあの被害、あるいはおととしの東日本の被害、3年前の西日本、私たち、この日本の中でもそういう被害が本当に深刻になってきている、それだけに、本当にしっかりと何とか地球温暖化を止める対策をしっかりとやらなければならないんじゃないだろうか。本当に破滅的な取り返しのつかない状況に陥らないように、何としても今しっかりと手を打ってほしいと、そういうことでいうと、世界でも日本でも今、共通なのは、2050年の目標をしっかりと見据えつつ、2030年までのこの10年間、どういうふうに対策を立てて取り組むかということが非常に大きな課題になってきていると思います。

そういう意味で、私が最後に話をさせていただきたいのは、やっぱり地球の命と人間の命、まさに今一体となってきていて、子供たちの未来のために、どれだけ早く、どれだけ効果的で確実な温暖化を止める対策を講じるのかということが喫緊の課題かなと思っておりまして、そのためにはどうしても今までの原発や石炭を含む化石燃料に頼ってきた、そういうエネルギーの在り方を、やっぱり再生可能エネルギーに全面的に本格的に切り替えると、スイッチをきちんと入れるということが今一番必要かと思ひまして、そういう意味でぜひ、牛久のゼロカーボンシティの実現の動きと国のエネルギーの政策、再生可能エネルギーに本格的に取り組む方向が一体となって進むことが、今すぐ私たち、この牛久の市民、地域にとっても大事なことになってきておりまして、ぜひ、私たちの請願を受け止めていただいて、この意見書の採択をお願いをしたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○池辺委員長 清水さん、ありがとうございました。

それでは、請願第2号について質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。伊藤委員。

○伊藤委員 1点質問をさせていただきます。再生可能エネルギーについては、原発よりコストも低下してきており、環境のことを考えても必要なものかなと考えます。一方で、再生可能エネルギーには出力が不安定になるという、出力が変動してしまう、例えば、太陽光ですと曇りの日は発電できない等の課題がございますけれども、その再生可能エネルギーの割合を高めていくという上で、その発電量の変動というところについては、どうお考えでしょうか。

○池辺委員長 参考人。

○清水参考人 太陽光を含む風力など自然再生可能エネルギーの場合の曇りの日あるいは風の弱い日、そういう対策はどうなのか。これはもう既に外国でもいろんな事例、経験が生まれてきておりまして、そういう経験を学んで生かしていくとすれば、私たち日本やこの地域でこう取り組む際も、かなり具体的な対策が可能なんじゃないか。例えば、365日のうちのどのぐらいの時

間にそういうことが起こり得るのかとか、そのときにどういう対策を講じるのかとか、そういうデータに基づくいろんな対策も私たちは聞いておまして、そういうことを学んで、生かしていくとすれば、対策、対応は十分可能なのではないかな。トータルでむしろ必要な電力とか熱を確保するための安定的な供給を図るためのポテンシャルは非常に大きくて、私たちが必要とする量の何倍ものポテンシャルがあるということなので、そういうポテンシャルをしっかりと実際の発電なり、安定供給につなげていくようなやり方はいろいろ工夫があるし、先進的な経験もあるので、大いにそういうようなことを学びながらやれたらいいんじゃないかなと思います。

○池辺委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で請願第2号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の清水さん、ありがとうございました。

午後2時29分休憩

午後2時30分開議

○池辺委員長 再開いたします。

次に、請願第4号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を議題といたします。

本件について、本日、会議前に委員より請願者または請願団体からの説明を求める意見がありました。

この件についてお諮りします。

請願第4号について、審査の必要性から請願者または請願団体の説明を聞くことに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、請願者または請願団体から説明を聞くことに決定しました。

本日、議場内に議長がおられますので、私より議長に参考人の出席を求めます。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の方は委員会席にお着きください。

午後2時32分休憩

午後2時35分開議

○池辺委員長 再開いたします。

参考人より、請願第4号に係る参考資料の配付依頼がありましたので、これを許可し、各委員の机上に配付しました。

参考人として、県南農民組合の事務局長である山口様にお越しいただきました。

山口様におかれましては、本請願の審査のため、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、参考人の方には請願の趣旨を簡潔に説明願います。参考人。

○山口参考人 皆さん、こんにちは。私、県南農民組合の事務局の山口と申します。本来、組合長の渋谷俊昭が来て、趣旨説明をするべきところですが、やはりちょっと忙しいということで、代理で私が参った次第です。

私たち県南農民組合は、この県南地区7市3町1村の農業者からなる農業団体として、茨城県内にも県西地区や鹿行地区、あと常陸野石岡地区、そういったところに5支部、産直センター及び農民組合がありまして、茨城町に茨城の県連というものがありまして、その茨城県連を含めた47都道府県全てのところに農民連が組織されておりまして、東京の板橋に本部があります。その板橋の本部で毎週1回、今お手元にお配りしました新聞農民というものを発行して、全国の農民連の会員に情報提供しているという状況です。

県南地区では、先ほど言いました7市3町1村でおおよそ300戸の農家の方が組織されておりまして、農業の問題だったり、あとは自分たちでお米、野菜等を消費者に届けたいということで産直運動などを行って、この県南農民組合の事務所は阿見町にあるんですけど、その阿見町の小池に大地のめぐみという直売所も我々の農民連の産直の直売所として販売しております。それが、私たちの県南農民組合という組織の紹介になります。

話を戻します。本日、新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願ということでこの議会に提出させていただきましたが、主に3つの項目について、それぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、新聞農民の①の5月3日付の記事をちょっとご覧ください。ここには左側のところにJA全中試算で米価暴落2年連続は確実だということで、今ちょうど緑が成長してきている田んぼ、この9月に恐らく収穫を迎えるわけですが、その今年令和3年度産のお米というのが非常に暴落してしまうだろうという予測の記事となっております。

今年6月末在庫は、政府の見通しにより20万トン増の230万トンになり、今年度産米の米価が9,000円前後になってしまうんじゃないかということが記事として載っております。

米の年間消費量が毎年10万トンずつ減少していることに加え、コロナ禍による営業自粛など、業務用米の需要が10万トン以上失われています。

2020年度産のお米、業務用銘柄は1万円前後まで下落しております。現在の取引がほとんど成立していないという状況となっております。

JAグループでも米価下落対策として、備蓄米の追加買入れやMA米、ミニマムアクセス米を含めた米需給の見通し作成などを政府に要望しています。しかし、政府はこの隔離を拒否しております。米価下落の責任を、米が余っているんだから農家に米を作るなということで、今年度36万トンの生産調整、減反を強化しております。こういった減反が達成できないことで、米価の下落を農家に責任を転嫁させる、もしくは流通業者に転換させようとしていることも疑問視されております。仮に、36万トンの減反が達成したとしても、需給の改善の効果は期待できないと

いう全中の試算があります。

以上の現状から、請願1のコロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして、市場から隔離して需給環境を改善する、そして、米価下落に歯止めをかけるということを求めたいということをおもっています。

続いて、請願2項目についてです。

請願2項目については、資料の③、④を御覧ください。こちらは新聞農民の3月29日付の資料になっております。

東京大学大学院の鈴木宜弘教授が、政府の買入れを行い、人道支援に回せ、国民の命と農業生産の両方が守られるということでコメントを載せていただいております。この鈴木教授は、アメリカの農業政策のことを紹介しております。アメリカの農業予算、約1,000億ドルのうちの64%は低所得者層への補助的栄養支援プログラムです。それに加えて、コロナ禍打撃を受ける国内農家を支援するために、さらに190億ドルの規模の緊急支援を行って、そのうち30億ドルは食肉、乳製品、野菜などの買上げに充てられています。補助額は原則、1農家当たり最大25万ドルです。農務省は、生鮮食品、乳製品、肉製品をそれぞれ毎月約1億ドルずつ購入して、これらの調達、包装、配給では、食品流通大手などと連携して、買い上げた大量の農畜産物をフードバンクや教会、支援団体に供給しているそうです。それに比べて、日本政府はフードバンク等に供給している米は年間約30万トン程度ということだそうです。

私たち茨城農民連でも、これまで生協や支援団体と連携して、学生や困窮者向けの食料支援をこの間もやってまいりました。5月21日には筑波大学で行い、実は昨日6月13日にも水戸でフードパントリーという形で、茨城大学の水戸キャンパスのほうで我々もお米を提供したりして行っております。

鈴木教授はこの記事にもあるとおり、米は余っているのではなく、食べたくても食べられない人がいて、その人たちに食料が届かないことが問題であり、そこにこそ政府が果たすべき役割があるということをおもっています。

新聞農民の記事とはまた別に、もう1枚資料を載せさせていただきました。こちらはA4の裏表になっています。片方が新聞の記事です。両方とも新聞の記事ではありますがけれども、国のほうでもそういった食料を食料支援に回して取り組むべきだということを記事としてうたっております。

以上の現状から、請願2のとおり、コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設して、政府が支援することを求めているというふうに思っております。

最後に、請願の項目3についてです。これについては、4枚をめくった最後のカラーのミニマムアクセス米についてという資料を御覧ください。

ミニマムアクセス米について簡単に紹介いたします。

ミニマムアクセス米、MA米ですね。これは1995年からWTO協定で定められています。しかしこれは輸入義務ではなく、輸入機会の提供にすぎないと、政府は、米は国家貿易だから全量を輸入しなければいけないと言っておりますが、同じ国家貿易のバターについて、需要が減れ

ば輸入も減らしているという記事も載っております。MA米は主食用の需給に影響しないと政府は表明しておりますが、MA米のうち約10トンのSBS米、売買同時入札されたお米については、主に主食用に流通しております。そのほかMA米も、もともと国産米が充てられていた用途に流通しております。国産米の需要を奪っています。

MA米を飼料用に転売すれば1トン6万円、保管すれば年1トン1万円の赤字になって、この25年間で5,000億円の赤字が累積しているとんでもない無駄遣いです。国連人権理事会では、食糧問題の解決のために、WTO協定に基づくルールに替えて、食糧主権に基づく国際ルールを構築すべきと言っています。

食料輸送による排出される温暖化ガスを抑制することも課題になっています。加えて、コロナ禍により食料輸出を止める国が相次ぎ、各国が食料自給率を高めることは喫緊の課題です。

MA米の数量は、86年から88年の米消費の7.2%として77万トンを決めました。現在は米の消費を3割減の700万トンになっています。MA米の輸入を廃止すれば、米の生産調整は全く不要になります。政府はMA米の削減、廃止を提案して、強く交渉に臨むべきではないでしょうか。

以上の現状より請願3のとおり、国内消費に必要なない外国産米について、国産米の需給状況に応じて輸入数量の抑制を実行することを求めてほしいと思っております。

以上の3点を今回の議案に提出させていただきました。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○池辺委員長 山口様ありがとうございました。

それでは、請願第4号について、質疑及び意見のある方は御発言を願ひます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で、請願第4号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の山口さんありがとうございました。

午後2時47分休憩

午後2時48分開議

○池辺委員長 再開いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、請願第2号について採決いたします。

採決は挙手により行ひます。

請願第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手多数であります。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

次に、請願第4号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○池辺委員長 挙手少数であります。よって、請願第4号は不採択と決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。（「議長」の声あり）石原委員。

○石原委員 ちょっと、委員会として検討をしていただきたいことがありますので、発言をお許しいただけますか。

○池辺委員長 自席にて暫時休憩をお願いします。

午後2時51分休憩

午後2時51分開議

○池辺委員長 再開いたします。

石原委員。

○石原委員 閉会中の審査事項として取り上げていただきたいことがございます。

内容は、北部開発の件なんですけれども、御存じのように、予算の減額修正動議ということが可決されて凍結状態になっているわけです。あくまでもこれは今後の参考という意味でお願いをしたいんですけれども、当時の執行部の説明によると、民間主体で考えているからということであつたんですけれども、具体的に、どこまでが民間でやるのか、どこまでが逆に税金で、公費で検討するんだというようなところの線引き、これが明確ではなかった。この辺を明確にしていきたいとか、どういう内容だったかというのを改めて説明をしていただきたいのと、もう1点は税収の問題です。執行部として考えていた、開発によってどのぐらいの人口増を見込んで、どのぐらいの固定資産税が入ってくるのか。あるいはまた、どのぐらいの都市計画税も入ってくるというようなことを見込んでいたのかというような、そういうふうなことを情報開示していただければなということ、閉会中の審査ということを御検討をいただければなというのが私の意見とか考えでございます。よろしくをお願いします。

以上です。

○池辺委員長 ただいま、石原委員より閉会中の事務調査についての発言がありました。

ここで、暫時休憩をお願いします。

午後2時54分休憩

午後2時56分開議

○池辺委員長 再開します。

ただいまの石原委員の発言に対して、御意見がある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、次に調査期間についてを議題としたいと思います。

調査期間についてはいかがいたしましょうか。御意見がある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 別にそんなに長い期間は必要じゃないのかなというふうに思いますけれども、要は、こういうことを知りたいんだということを事前に提出をさせていただいた上で、それを見た上で判断をしてもらえばいいということで、特にいつまでにやらなければいけないというようなことを考えてはいません。とにかく、詳しい説明がなかったものですから、その辺をお含みおきいただいて、検討してもらいたいということでございます。

以上です。

○池辺委員長 暫時休憩願います。

午後2時58分休憩

午後3時00分開議

○池辺委員長 再開します。

ただいま調査事項として、北部開発についてとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって閉会中の所管事務調査をすることに決定し、議長宛て、閉会中の所管事務調査の申出をいたします。

すみません、暫時休憩願います。

午後3時00分休憩

午後3時01分開議

○池辺委員長 再開いたします。

これを持ちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時01分閉会